

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190107	さんようバス株式会社 法人番号(4240001037427) 代表者土井俊斉	広島県豊田郡大崎上島町 東野4034-1	竹原営業所	広島県竹原市新庄町字城ノ本88-6	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第12条第1項、第15条第3項及び第27条第3項	継続監視の監査対象として、平成30年11月19日及び同年11月21日に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金の揭示義務違反(道路運送法第12条第1項)(2)事業計画の事前変更届出違反(事業用自動車の数)(道路運送法第15条第3項)(3)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)(7)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)(8)整備管理者の変更未届出違反(道路運送車両法第52条)	4	4
20190108	西田 剛	山口県下関市東観音町8-8	本店営業所	山口県下関市菊川町大字 檜崎944	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象として、平成30年11月20日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第21条第5項)(2)特定の運転者に対する適性診断義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2
20190109	黒田タクシー株式会社 法人番号(7240001021254) 代表者黒田憲之	広島県広島市安佐北区可部3丁目33-20	本社営業所	広島県広島市安佐北区可部3丁目33-20	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象として、平成30年11月13日に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)(4)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(6)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	1	1

20190111	大和観光株式会社 法人番号(9280001007041) 代表者中原啓介	島根県邑智郡美郷町都賀 本郷125-2	本社営業所	島根県邑智郡美郷町都賀 本郷125-2	文書警告	道路運送法第27条第3項	当該事業者が新規許可を受けたことを端緒として、平成30年12月13日及び同年12月14日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)	0	0
20190128	ユウベル株式会社 法人番号(9240001032076) 代表者上田利道	広島県福山市春日町6丁目31-1	本社営業所	広島県福山市引野町3丁目13-24	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象として、平成30年11月29日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	15	1